第十一号の三様式記載上の注意(3)の次に次のように加える。

(3－2)　投資リスク

a　当中間計算期間（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。）において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b　提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条の三を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える改正規定を次のように改める。

第十三条の三を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の七　令第一条の八の四第三号ロ(4)に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一　当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限（以下この項において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二　当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三　社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

2　令第一条の八の四第三号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一　次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ　当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券（当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方が適格機関投資家であって、当該同種の既発行証券が令第一条の七の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。）の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

ロ　当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

二　次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ　前号ロの制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ　当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に前号ロの制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ　社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に前号ロの制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

3　令第一条の八の四第三号ハ(3)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。

一　次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ　次に掲げるいずれかの制限（以下この号において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(1)　当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限

(2)　当該有価証券の枚数又は単位の総数が五十未満である場合において、当該有価証券の性質によりその分割ができない旨又は当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限

ロ　当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ　社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二　次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの　受託有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件に該当すること。

ロ　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券　次のいずれかの要件に該当すること。

(1)　原有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまでに定める要件

(2)　当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ハ　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券　次のいずれかの要件に該当すること。

(1)　当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2)　当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ニ　社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で社債券の性質を有するもので、令第一条の七第二号イ若しくはロ若しくは第一条の八の四第三号イ若しくはロ又はロ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下ニにおいて「転換債券」という。）当該償還により取得する有価証券（以下ニにおいて「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの要件に該当すること。

(1)　令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに掲げる有価証券　令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号イ(1)又は第一条の八の四第三号イ(1)に掲げる要件を除く。）